

○建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イ、同項第二号イ又は同条第三項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によりCLTパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件

(平成二十八年四月一日)

(国土交通省告示第六百十二号)

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項第一号ロ（2）

(ii) の規定に基づき、この告示を制定する。

建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イ、同項第二号イ又は同条第三項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によりCLTパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件

建築基準法施行規則（以下「施行規則」という。）第一条の三第一項第一号ロ（2）（ii）の規定に基づき、CLTパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）の構造計算書を次のように定める。

- 一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算によりCLTパネル工法を用いた建築物等の安全性を確かめた場合 別表第一とする。
- 二 令第八十一条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算によりCLTパネル工法を用いた建築物等の安全性を確かめた場合 別表第二とする。
- 三 令第八十一条第三項に規定する令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算によりCLTパネル工法を用いた建築物等の安全性を確かめた場合 別表第三とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第一

	構造計算書の種類	明示すべき事項
(一)	構造計算チェックリスト	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用

		される全ての材料の種別（規格がある場合にあっては、当該規格）及び使用部位
		使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法
		使用する指定建築材料が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあっては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号
	特別な調査又は研究の結果等説明書	法第六十八条の二十五の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあっては、その認定番号、使用条件及び内容 特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあっては、その検討内容 構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容
(二)	基礎・地盤説明書（施行規則第一条の三第一項の表三中の規定に基づき国土交通大臣があらかじめ適切であると認定した算出方法により基礎ぐいの許容支持力を算出する場合で当該認定に係る認定書の写しを添えた場合にあっては、当該算出方法に係る図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）	地盤調査方法及びその結果 地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置 地下水位（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。） 基礎の工法（地盤改良を含む。）の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別 構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値 地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法
	略伏図	各階の構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置
	略軸組図	全ての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置
	部材断面表	各階及び全ての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断

	面の形状、寸法及び仕様
荷重・外力計算書	固定荷重の数値及びその算出方法
	各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法
	各階又は各部分の用途ごとに大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重（以下「特殊な荷重」という。）の数値及びその算出方法
	積雪荷重の数値及びその算出方法
	風圧力の数値及びその算出方法
	地震力の数値及びその算出方法
	土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法
	略伏図上に記載した特殊な荷重の分布
応力計算書（応力図及び基礎反力図を含む。）	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法
	地震時（風圧力によって生ずる力が地震力によって生ずる力を上回る場合にあっては、暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率
	平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第三号様式に定める応力図及び同告示別記第四号様式に定める基礎反力図に記載すべき事項
断面計算書（断面検定比図を含む。）	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、部材に付す記号、部材断面の仕様、部材に生じる荷重の種別及び当該荷重が作用する方向
	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の応力度
	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の許容応力度
	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の応力度と許容応力度の比率
	平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第五号様式に定める断面検定比図に記載すべき事項

	基礎ぐい等計算書	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算の計算書
	使用上の支障に関する計算書	令第八十二条第四号に規定する構造計算の計算書
(三))	層間変形角計算書	層間変位の計算に用いる地震力
		地震力によって各階に生ずる水平方向の層間変位の算出方法
		各階及び各方向の層間変形角の算出方法
	層間変形角計算結果一覧表	各階及び各方向の層間変形角
		損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容（層間変形角が二百分の一を超え百二十分の一以内である場合に限る。）
(四))	保有水平耐力計算書	保有水平耐力計算に用いる地震力
		各階及び各方向の保有水平耐力の算出方法
		平成二十八年国土交通省告示第六百十一号（以下単に「告示」という。）第八第二号に規定する各階の構造特性を表すDs（以下この表において「Ds」という。）の算出方法
		令第八十二条の三第二号に規定する各階の形状特性を表すFes（以下この表において「Fes」という。）の算出方法
		各階及び各方向の必要保有水平耐力の算出方法
		構造耐力上主要な部分である柱、はり若しくは壁又はこれらの接合部について、局部座屈、せん断破壊等による構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれのないことについての検証内容
	保有水平耐力計算結果一覧表	各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合における外力分布
		架構の崩壊形
		保有水平耐力、Ds、Fes及び必要保有水平耐力の数値
		各階及び各方向のDsの算定時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布及び塑性ヒンジの発生状況
		各階及び各方向の構造耐力上主要な部分である部材の部材群としての部材種別

		各階及び各方向の保有水平耐力時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布及び塑性ヒンジの発生状況
		各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合において、建築物の各方向におけるせん断力と層間変形角の関係
(五)	使用構造材料一覧表	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用される全ての材料の種別（規格がある場合にあっては、当該規格）及び使用部位
		使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法
		使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあっては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号
	荷重・外力計算書	風圧力の数値及びその算出方法
	応力計算書	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法
	屋根ふき材等計算書	令第八十二条の四に規定する構造計算の計算書
構造計算書の作成に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。 一 確認申請時に提出する構造計算書には通し頁を付すことその他の構造計算書の構成を識別できる措置を講じること。 二 建築物の構造等の実況に応じて、当該建築物の安全性を確かめるために必要な図書の追加、変更等を行うこと。 三 他の構造を併用する建築物にあっては、それぞれの構造種別に応じて構造計算書を作成すること。 四 この表の略伏図及び略軸組図は、構造計算における架構の様相を示した図に代えることができるものとするほか、プログラムによる構造計算を行わない場合にあっては、省略することができる。		

別表第二

	構造計算書の種類	明示すべき事項
(一)	構造計算チェックリスト	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項

	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用される全ての材料の種別（規格がある場合にあっては、当該規格）及び使用部位
		使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法
		使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあっては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号
	特別な調査又は研究の結果等説明書	法第六十八条の二十五の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあっては、その認定番号、使用条件及び内容
		特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあっては、その検討内容
		構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容
(二)	基礎・地盤説明書（施行規則第一条の三第一項の表三中の規定に基づき国土交通大臣があらかじめ適切であると認定した算出方法により基礎ぐいの許容支持力を算出する場合で当該認定に係る認定書の写しを添えた場合にあっては、当該算出方法に係る図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）	地盤調査方法及びその結果
		地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置
		地下水位（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。）
		基礎の工法（地盤改良を含む。）の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別
		構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値
		地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法
	略伏図	各階の構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置
	略軸組図	全ての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置
	部材断面表	各階及び全ての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断

	面の形状、寸法及び仕様
荷重・外力計算書	固定荷重の数値及びその算出方法
	各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法
	各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法
	積雪荷重の数値及びその算出方法
	風圧力の数値及びその算出方法
	地震力の数値及びその算出方法
	土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法
	略伏図上に記載した特殊な荷重の分布
応力計算書（応力図及び基礎反力図を含む。）	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法
	地震時（風圧力によって生ずる力が地震力によって生ずる力を上回る場合にあっては、暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率
	平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第三号様式に定める応力図及び同告示別記第四号様式に定める基礎反力図に記載すべき事項
断面計算書（断面検定比図を含む。）	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、部材に付す記号、部材断面の仕様、部材に生じる荷重の種別及び当該荷重が作用する方向
	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の応力度
	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の許容応力度
	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の応力度と許容応力度の比率
	平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第五号様式に定める断面検定比図に記載すべき事項
基礎ぐい等計算書	基礎ぐい、床版、小はりその他の構造耐力上主要な部分であ

		る部材に関する構造計算の計算書
	使用上の支障に関する計算書	令第八十二条第四号に規定する構造計算の計算書
(三)	層間変形角計算書	層間変位の計算に用いる地震力
		地震力によって各階に生ずる水平方向の層間変位の算出方法
		各階及び各方向の層間変形角の算出方法
	層間変形角計算結果一覧表	各階及び各方向の層間変形角
		損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容（層間変形角が二百分の一を超え百二十分の一以内である場合に限る。）
(四)	使用構造材料一覧表	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用される全ての材料の種別（規格がある場合にあっては、当該規格）及び使用部位
		使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法
		使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあっては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号
	荷重・外力計算書	風圧力の数値及びその算出方法
	応力計算書	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法
	屋根ふき材等計算書	令第八十二条の四に規定する構造計算の計算書
(五)	剛性率・偏心率等計算書	各階及び各方向の剛性率を計算する場合における層間変形角の算定に用いる層間変位の算出方法
		各階及び各方向の剛性率の算出方法
		各階の剛心周りのねじり剛性の算出方法
		各階及び各方向の偏心率の算出方法
		令第八十二条の六第三号の規定に基づき国土交通大臣が定める基準及び告示第九第二号による計算の根拠
	剛性率・偏心率等計算結果一覧表	各階の剛性率及び偏心率
		令第八十二条の六第三号の規定に基づき国土交通大臣が定め

	る基準及び告示第九第二号に適合していること
構造計算書の作成に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。 一 確認申請時に提出する構造計算書には通し頁を付すことその他の構造計算書の構成を識別できる措置を講じること。 二 建築物の構造等の実況に応じて、当該建築物の安全性を確かめるために必要な図書の追加、変更等を行うこと。 三 他の構造を併用する建築物にあつては、それぞれの構造種別に応じて構造計算書を作成すること。 四 この表の略伏図及び略軸組図は、構造計算における架構の様相を示した図に代えることができるものとするほか、プログラムによる構造計算を行わない場合にあつては、省略することができる。	

別表第三

	構造計算書の種類	明示すべき事項
(一)	構造計算チェックリスト	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用される全ての材料の種別（規格がある場合にあつては、当該規格）及び使用部位
		使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法
		使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあつては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号
	特別な調査又は研究の結果等説明書	法第六十八条の二十五の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあつては、その認定番号、使用条件及び内容
		特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあつては、その検討内容
		構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容
(二)	基礎・地盤説明書（施行	地盤調査方法及びその結果

)	規則第一条の三第一項	
	の表三中の規定に基づ	地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置
	き国土交通大臣があら	地下水位（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を
	かじめ適切であると認	除く。）
	定した算出方法により	基礎の工法（地盤改良を含む。）の種別、位置、形状、寸法
	基礎ぐいの許容支持力	及び材料の種別
	を算出する場合で当該	構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調
	認定に係る認定書の写	査の結果により設定した地盤の特性値
	しを添えた場合にあつ	地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数
	ては、当該算出方法に係	値及びそれらの算出方法
	る図書のうち国土交通	
	大臣の指定したものを	
	除く。）	
	略伏図	各階の構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸 法並びに開口部の位置
	略軸組図	全ての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置 及び寸法並びに開口部の位置
	部材断面表	各階及び全ての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断 面の形状、寸法及び仕様
	荷重・外力計算書	固定荷重の数値及びその算出方法
		各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方 法
		各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出 方法
		積雪荷重の数値及びその算出方法
		風圧力の数値及びその算出方法
		地震力の数値及びその算出方法
		土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれら の算出方法
		略伏図上に記載した特殊な荷重の分布
	応力計算書（応力図及び 基礎反力図を含む。）	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその 算出方法
		地震時（風圧力によって生ずる力が地震力によって生ずる力 を上回る場合にあつては、暴風時）における柱が負担するせ

	せん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率	
	平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第三号様式に定める応力図及び同告示別記第四号様式に定める基礎反力図に記載すべき事項	
断面計算書（断面検定比図を含む。）	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、部材に付す記号、部材断面の仕様、部材に生じる荷重の種別及び当該荷重が作用する方向	
	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の応力度	
	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の許容応力度	
	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の応力度と許容応力度の比率	
	平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第五号様式に定める断面検定比図に記載すべき事項	
基礎ぐい等計算書	基礎ぐい、床版、小はりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算の計算書	
使用上の支障に関する計算書	令第八十二条第四号に規定する構造計算の計算書	
(三)	使用構造材料一覧表	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用される全ての材料の種別（規格がある場合にあつては、当該規格）及び使用部位
		使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法
		使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあつては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号
	荷重・外力計算書	風圧力の数値及びその算出方法
	応力計算書	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法
	屋根ふき材等計算書	令第八十二条の四に規定する構造計算の計算書

(四)	偏心率等計算書	各階の剛心周りのねじり剛性の算出方法
		各階及び各方向の偏心率の算出方法
		告示第十（第一項第一号イ及びハを除く。）による計算の根拠
	偏心率等計算結果一覧表	各階の偏心率
		告示第十（第一項第一号イ及びハを除く。）に適合していること
構造計算書の作成に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。 一 確認申請時に提出する構造計算書には通し頁を付すことその他の構造計算書の構成を識別できる措置を講じること。 二 建築物の構造等の実況に応じて、当該建築物の安全性を確かめるために必要な図書の追加、変更等を行うこと。 三 他の構造を併用する建築物にあっては、それぞれの構造種別に応じて構造計算書を作成すること。 四 この表の略伏図及び略軸組図は、構造計算における架構の様相を示した図に代えることができるものとするほか、プログラムによる構造計算を行わない場合にあっては、省略することができる。		